

区内コンビニエンスストアへの自動体外式除細動器（AED）の設置について

1 趣旨

現在、区では、主に区有施設に自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置しているが、傷病者に対する一次救命処置の実施率向上につなげるため、コンビニエンスストアとの協定を締結し、区内の店舗に 24 時間誰でも利用可能な AED を設置する。

2 協定の締結

（1）協定先

株式会社ファミリーマート（東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号）

（2）協定締結日

令和 6 年 10 月 29 日（火）

（3）協定書

別紙 1 のとおり

3 設置店舗

区内ファミリーマート（24 時間営業）のうち 26 店舗（別紙 2 のとおり）

4 運用開始（予定）

令和 7 年 1 月から（順次、運用開始）

自動体外式除細動器設置等に係る協定書

文京区（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）は、自動体外式除細動器（以下「A E D」という。）の設置について本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、文京区内における応急救護体制の充実及び救命率の向上のため、文京区内の乙の直営店及びフランチャイズ加盟店（以下「乙店舗」という。）の一部におけるA E Dの設置に係る事項を定めるものとする。

（A E Dの設置）

第2条 甲は、乙店舗の一部にA E Dを設置するものとし、乙はこれに同意するものとする。

2 A E Dを設置する店舗（以下「設置店舗」という。）及びA E Dの設置台数は、甲及び乙が協議の上で定めるものとし、甲は、当該協議に当たり、乙店舗の建物所有者又は店舗経営者の意向によりA E Dを設置できない場合があることをあらかじめ承諾するものとする。

3 乙店舗の新規開店等による当該店舗へのA E Dの設置については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

4 乙は、営業時間内において、当該設置店舗周辺の住民等（以下「住民等」という。）から、傷病者の救命処置のためにA E Dを使用したいとの申出を受けたときは、当該申出を行った住民等にA E Dを受け渡すものとする。

（設置の要件）

第3条 甲は、乙と協議の上、設置店舗の適切な場所にA E Dを設置するものとし、乙は、本協定に定める条件で、A E Dが設置された場所を甲に対して無償で使用させるものとする。

2 A E Dの設置・撤去、保守・点検、備品・消耗品の交換等、設置店舗のA E Dに係る一切の費用は、甲が負担するものとする。ただし、第4条第2項及び第5条第1項の規定による連絡に係る通信費は、乙が負担するものとする。

3 前条第4項の規定による受渡し（以下「受渡し」という。）を行

う場合において、乙は、取扱説明、補助及び使用の義務を負わないものとする。

4 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が自らの意思でA E Dを使用することを妨げない。

5 乙は、甲が指定するステッカー等を、設置店舗入口付近の見やすい場所に掲示して、設置店舗にA E Dが設置されていることを住民等が認知できるよう努めるものとする。

（保守点検）

第4条 甲は、定期的に設置店舗に設置したA E Dの点検を行い、適切に管理するものとする。

2 乙は、定期的にA E Dの状態等の確認に努め、A E Dに異常があると判断したときは、速やかにこれを甲の指定する連絡先（以下「連絡先」という。）に連絡するものとし、甲は、当該A E Dの修理その他の必要な対応を行うものとする。

（使用後の対応）

第5条 乙は、設置店舗において受渡しが行われたときは、その旨を連絡先に連絡するものとする。

2 甲は、設置店舗のA E Dが使用されたときは、消耗品等の補充その他の必要な措置を行うものとする。

3 甲は、受渡しにより設置店舗の外でA E Dが使用されたときは、当該A E Dを再び使用できる状態にした上で、当該設置店舗に再度設置するものとする。

（講習）

第6条 甲は、乙からの要望に応じて、設置店舗の従業員に対し、講習等の方法によりA E Dの取扱いその他の応急手当に関する指導を無償で行うものとする。

（住民等への広報）

第7条 甲は、本協定に定める事項に関し、甲のホームページ等を通じて、住民等に対して次の事項を周知するものとする。

(1) 設置店舗の所在地に関すること。

(2) 設置店舗は、受渡しのみを行い、当該設置店舗の従業員が現場へ出向くものではないこと。

- (3) 設置店舗の営業時間、改装等の都合により当該設置店舗が営業していない場合は、この期間は当該設置店舗のA E Dの利用ができなくなることを。

(店舗の閉店等)

第8条 乙は、設置店舗の閉店等その他の理由によりA E Dの設置が困難となる場合は、速やかに甲に連絡の上当該設置店舗のA E Dの設置を終了することができるものとする。

(免責)

第9条 乙は、専ら乙の故意若しくは重過失に起因する事由によりA E Dを紛失し、又は毀損したときは、当該A E Dと同種のもの又はこれに相当する金額をもって、甲に対し賠償しなければならない。

2 乙は、前項に規定する場合を除き、A E Dの設置・保管、受渡し、住民等によるA E Dの使用等に関し、甲又は第三者に対して生じた損害について、一切の賠償責任を負わないものとする。

(協定の期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から1年間とする。ただし、本協定の期間満了の1月前までに甲又は乙から相手方に対して書面による通知がなかったときは、期間満了の日の翌日から従来と同一条件で1年間本協定の有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義を生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 10 月 29 日

甲 東京都文京区春日一丁目 16 番 21 号
文京区長 成澤 廣修

乙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 細見 研介

区がAEDを設置する区内ファミリーマートの店舗一覧

No.	店舗名	所在地
1	小石川五丁目	文京区小石川 5 - 3 - 8
2	伝通院前	文京区春日 2 - 2 4 - 1 5
3	小石川ゆたて坂	文京区小石川 5 - 3 1 - 4
4	後楽	文京区後楽 2 - 3 - 2 5
5	江戸川橋駅西	文京区関口 1 - 4 4 - 1 0
6	本郷三丁目	文京区本郷 3 - 3 4 - 5
7	音羽一丁目	文京区音羽 1 - 2 0 - 1 1
8	文京白山駅前	文京区白山 1 - 3 3 - 8
9	東大正門前	文京区本郷 6 - 2 - 9
10	大塚三丁目	文京区大塚 3 - 3 8 - 6
11	文京向丘二丁目	文京区向丘 2 - 1 0 - 1 4
12	文京小石川二丁目	文京区小石川 2 - 1 - 1 3
13	文京本郷	文京区本郷 3 - 4 3 - 8
14	本駒込二丁目	文京区本駒込 2 - 1 0 - 1
15	向丘二丁目北	文京区向丘 2 - 2 9 - 1 1
16	文京音羽一丁目	文京区音羽 1 - 1 - 1
17	大塚一丁目	文京区大塚 1 - 5 - 1 8
18	文京湯島春日通り	文京区湯島 3 - 4 2 - 1 2
19	音羽二丁目	文京区音羽 2 - 2
20	文京目白台三丁目	文京区目白台 3 - 2 8 - 6
21	茗荷谷	文京区小日向 4 - 5 - 1 0
22	護国寺駅前	文京区音羽 2 - 1 0 - 2
23	千駄木五丁目	文京区千駄木 5 - 4 2 - 2
24	文京春日白山通り	文京区小石川 1 - 5 - 1
25	関口一丁目	文京区関口 1 - 1 9 - 6
26	湯島一丁目	文京区湯島 1 - 6 - 3